

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月11日 15時30分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第4区（尾道水道） 尾道灯台から真方位296° 270m付近 （概位 北緯34° 24.2′ 東経133° 11.6′）
事故の概要	引船第三海勇丸は、はしけIWAKITEC NO.11を横抱きにして西進中、また、旅客船むかいしまー2は、棧橋に係留中、IWAKITEC NO.11がむかいしまー2に衝突した。 IWAKITEC NO.11は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、むかいしまー2は、左舷船尾部外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月18日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三海勇丸、19トン 270-41377 広島、市川海運有限会社 B はしけ IWAKITEC NO.11、総トン数不詳 なし、イワキテック株式会社 C 旅客船 むかいしまー2、19トン 273-10194 広島、向島運航株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に擦過傷 C 左舷船尾部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 西流約2ノット、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、左舷側にB船を横抱きにして引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、反航船を避けながら尾道水道を西進した。 船長Aは、前路の棧橋に係留中のC船を見たが、C船との距離にまだ余裕があったので、反航船に注意を向けて操船していたところ、C船の至近に迫っていることに気付き、左舵一杯を取り、続けて機関を後進にかけたものの、B船がC船に衝突した衝撃を感じた。 C船は、無人の状態、船首を西方に向け、広島県尾道市の旅客ターミナル前面海域にある棧橋に係留していた。
分析	A船引船列は、西進中、船長Aが、棧橋に係留中のC船を認めたものの、反航船に注意を向け、C船との距離を確認していなかったこと

	から、C船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が西進中、船長Aが、反航船に注意を向け、C船との距離を確認していなかったため、C船に接近していることに気付かず、B船が棧橋に係留中のC船と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。